（後退時車両直後確認装置）

第224条の2　後退時車両直後確認装置の運転者の視野に係る性能等に関し、保安基準第44条の2の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　後退時車両直後確認装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、後退時車両直後確認装置の機能を損なうおそれのあるものは、この基準に適合しないものとする。

二　後退時車両直後確認装置の取付位置、取付方法等に関する基準は、次に掲げる基準に適合すること。

イ　走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ　画像表示装置は、運転者が運転者席に着席した状態で直視できる範囲内にあり、前号の要件を容易に確認できる位置に備えなければならない。

2　次に掲げる後退時車両直後確認装置であってその機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置

二　法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置

三　法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置

3　保安基準第44条の2の後退時車両直後確認装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車とする。

4　保安基準第44条の2のただし書の告示で定める自動車は、協定規則第158号の規則15.2.1.1.に掲げる方法によって第1項に定める基準に適合する自動車とする。ただし、協定規則第158号の規則15.2.1.1.は、協定規則第158号の規則15.2.1.7.を満たす場合に限り適用する。